

日社福士2013-222

2013年8月28日

厚生労働省

老健局長 原 勝則 様

社団法人 日本社会福祉士会

会長 鎌倉 克英

施設入所にもなう身元保証人の取り扱いについて（要望）

社団法人日本社会福祉士会（以下、「本会」という。）は、高齢者・障害者等の権利擁護が社会福祉士の責務であるとの認識の下、2000年度の成年後見制度の施行後に全国の都道府県社会福祉士会とともに「権利擁護センターぱあとなあ」を設置し、成年後見制度の利用相談や、成年後見人候補者の養成を行い、家庭裁判所等関係機関と連携をはかり社会福祉的ニーズをもつ被後見人等への積極的な受任と受任者へのサポートなどの体制整備を進めてきております。

ぱあとなあ名簿登録者は2013年1月末で約6,000人、受任件数は約12,000件となっています。身寄りがいない方、低所得で生活に困窮されている方や罪を犯した障害者など地域のなかで尊厳を保ち生活をしていくことが困難な状況にある方々についての受任要請が年々増加しています。

国においては、2012年の老人福祉法の改正など、地域における成年後見制度の活用のための基盤づくりの強化を打ち出しており、市町村における市民後見人育成等のモデル事業においても社会福祉士が果たす役割は大きなものがあると受けとめているところです。

そのようななかで、親族ではない第三者成年後見人等が抱えるいくつかの課題がありますが、そのひとつである「施設入所契約にもなう身元保証」についての以下のとおり要望します。

1. 要望事項

- ① 高齢者や障害者が、契約により施設入所サービスを利用しようとする際に、「身元保証人が不存在である」ことを理由に入所契約の締結を拒否されるケースが散見されますので、国として自治体及び関係機関に身元保証人の不存在を理由に入所契約の締結を拒否することがないように周知徹底を図って頂きたい。
- ② 入所する高齢者・障害者に成年後見人等が選任されている場合に、成年後見人等は後見事務の範囲や利益相反の観点から身元保証人になることは適当でないことを、自治体や関係機関に周知して頂きたい。

理由

① 今般、都市型軽費老人ホーム入所申込をした社会福祉士の保佐人が、施設の入所申込みをしたところ「身元保証人が必須であること」「身元保証人となるべき人が不存在であれば、成年後見人等が身元保証人になればよい」という見解が施設側から示され、入所契約できない事態が発生しました。

② そもそも「身元保証人が不存在である」ことを理由に、入所を断るということは法的根拠も明文化されておらず、利用者にとって大変な不利益です。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(1999年厚生省令第39号)では、「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」ことが明示されており(第4条の2)、「身元保証人の不存在」がサービスの提供を拒否できる「正当な理由」に該当しないことは明白であると考えます。

また、この運営基準の考え方は、施設種別を問わず適用されるべきであると考えます。

③ 親族ではない第三者成年後見人等が施設入所にあたり身元保証人になることについては、成年被後見人等と利益相反の関係となることから適切ではないという考え方が、種々の文献、学識経験者や他の専門職能団体の見解等からも異論のないところと考えます。

判断能力が不十分な方が成年後見制度を利用して施設入所をはじめ必要なサービスを受けることができるようになることが成年後見制度の本来の姿であり、成年後見人に「身元保証」を求めることは、成年後見制度の利用を進めていく政策理念からも大きく矛盾を生じています。

④ 以上のことから、「身元保証人の不存在」をもって契約拒否の理由としてはならないこと及び成年後見人等に身元保証になることを要請しないことを、国として自治体及び関係機関に周知徹底していただきく要望いたします。

以上